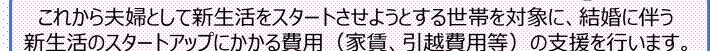
# 新婚生活を応援します!

(結婚新生活支援事業)







どのような世帯が対象なの?

次の①~⑦の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入籍した世帯
- ②ご夫婦の所得を合わせて500万円未満※
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- 補助金申請日において夫婦の双方、または一方の住所が新居の住所となっていること
- ⑤ 多可町に定住する意思をもち、5年以上の居住を誓約した世帯
- ⑥ 夫婦のいずれもが町税などを滞納していないこと
- ⑦ その他の公的制度による住居費、引越費用または家賃等の補助を受けていない世帯
- ※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

### どのような費用が対象なの?



#### 新居の住宅費

- ① 新居の購入費
- ② 新居の家賃(1ヶ月分)、敷金・礼金、共益費(1ヶ月分)、仲介手数料
- ③ 新居のリフォーム費用

新居への引越費用

④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの?

夫婦ともに、29歳以下の世帯は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり上限60万円、それ以外の世帯は上限30万円です。

# 本事業をご利用された方の声

令和3年度結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果(令和4年9月公表)から、 ♣

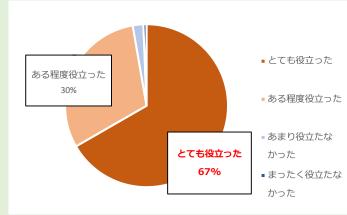
- 結婚に伴う経済的不安として「住居費」が最も多い回答数です。
- ② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。

# 結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果(令和4年9月)

① 結婚に伴う経済的不安は何を思い浮かべるか



② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか



## 【自由記載欄より】

夫が働き始めたばかりで収入 面で不安がありましたが、この 支援事業のおかげで安心し て結婚に踏み切れました。



コロナ禍で不安の中、この事業 の支援によって無事結婚できま した。

# 申請方法について

○ 事業の詳細や手続き、必要書類などは、下記の二次元コードから多可町ホームページ 「結婚新生活支援事業」をご覧いただくか、担当課までお問い合わせください。

